



平成 27 年 7 月 21 日

各 位

会 社 名 株式会社クリエイトSDホールディングス  
(コード番号 3148 東証第一部)  
代表者名 代表取締役社長 廣瀬 泰三  
問合せ先 経営企画部長 笠井 久利  
(電話 045-914-8241)

## 定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 27 年 7 月 20 日開催の取締役会において、平成 27 年 8 月 21 日開催予定の第 18 回定時株主総会に、監査等委員会設置会社への移行に伴う定款一部変更について付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 定款変更の理由

平成 27 年 7 月 6 日付の「監査等委員会設置会社への移行に関するお知らせ」にて開示いたしましたとおり、当社は、企業価値の向上を図る観点から、監査・監督機能を強化することを目的として、平成 27 年 8 月 21 日開催予定の第 18 回定時株主総会における株主の皆様のご承認を条件に、「会社法の一部を改正する法律」（平成 26 年法律第 90 号、以下「改正会社法」という。）により創設された「監査等委員会設置会社」に移行いたします。これに伴い、所要の変更を行うものであります。

また、改正会社法により、責任限定契約を社外取締役以外の業務執行を行わない取締役との間においても締結可能となったことに伴い、責任限定契約の締結範囲の変更を行うものであります。

さらに、これらの変更に伴い、条数の変更も行うものであります。

#### 2. 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりです。

#### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成 27 年 8 月 21 日
定款変更の効力発生日	平成 27 年 8 月 21 日

以 上

現行定款	変更案
<p>第1条～第3条 &lt;省 略&gt;</p> <p>(機 関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(2) <u>監査役</u></p> <p>(3) <u>監査役会</u></p> <p>(4) 会計監査人</p> <p>第5条～第18条 &lt;省 略&gt;</p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第19条 当社の取締役は、10名以内とする。</p> <p>&lt;新 設&gt;</p> <p>(取締役の選任)</p> <p>第20条 取締役は、株主総会の決議により選任する。</p> <p>2. &lt;省 略&gt;</p> <p>3. &lt;省 略&gt;</p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第21条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>&lt;新 設&gt;</p> <p>&lt;新 設&gt;</p> <p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第22条 当社は、取締役会の決議により、代表取締役を選定する。</p>	<p>第1条～第3条 &lt;現行どおり&gt;</p> <p>(機 関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(2) <u>監査等委員会</u></p> <p>&lt;削 除&gt;</p> <p>(3) 会計監査人</p> <p>第5条～第18条 &lt;現行どおり&gt;</p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第19条 当社の取締役<u>(監査等委員である者を除く。)</u>は、10名以内とする。</p> <p><u>2. 当社の監査等委員である取締役は、4名以内とする。</u></p> <p>(取締役の選任)</p> <p>第20条 取締役は、<u>監査等委員である取締役と監査等委員以外の取締役とを区別して、株主総会の決議により選任する。</u></p> <p>2. &lt;現行どおり&gt;</p> <p>3. &lt;現行どおり&gt;</p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第21条 取締役<u>(監査等委員である者を除く。)</u>の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p><u>2. 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p><u>3. 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第22条 当社は、取締役会の決議により、<u>監査等委員以外の取締役の中から</u>代表取締役を選定する。</p>

<p>2. &lt;省 略&gt;</p> <p>3. 取締役会は、その決議により、取締役社長 1 名を選定し、取締役会長 1 名及び取締役副会長、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</p> <p>第 23 条 &lt;省 略&gt;</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第 24 条 取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対し、会日の 3 日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</p> <p>(取締役会の決議の方法)</p> <p>第 25 条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもってこれを行う。</p> <p>第 26 条 &lt;省 略&gt;</p> <p>&lt;新 設&gt;</p> <p>第 27 条 &lt;省 略&gt;</p> <p>(取締役の報酬等)</p> <p>第 28 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議により定める。</p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第 29 条 &lt;省 略&gt;</p> <p>2. 当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、<u>社外取締役との間で、同法第 423 条第 1 項の損害賠償責任につき、法令が定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。</u></p>	<p>2. &lt;現行どおり&gt;</p> <p>3. 取締役会は、その決議により、<u>監査等委員以外</u>の取締役の中から、取締役社長 1 名を選定し、取締役会長 1 名及び取締役副会長、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</p> <p>第 23 条 &lt;現行どおり&gt;</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第 24 条 取締役会の招集通知は、各取締役に對し、会日の 3 日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</p> <p>(取締役会の決議の方法)</p> <p>第 25 条 取締役会の決議は、<u>議決に加わること</u>ができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもってこれを行う。</p> <p>第 26 条 &lt;現行どおり&gt;</p> <p><u>(重要な業務執行の決定の委任)</u></p> <p>第 27 条 当会社は、<u>会社法第 399 条の 13 第 6 項の規定により、取締役会の決議によって、重要な業務執行（同条第 5 項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</u></p> <p>第 28 条 &lt;現行どおり&gt;</p> <p>(取締役の報酬等)</p> <p>第 29 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、<u>監査等委員である取締役と監査等委員以外の取締役とを区別して、株主総会の決議により定める。</u></p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第 30 条 &lt;現行どおり&gt;</p> <p>2. 当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、<u>取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間で、同法第 423 条第 1 項の損害賠償責任につき、法令が定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。</u></p>
--	---

<p><u>第 5 章 監査役及び監査役会</u></p> <p><u>(監査役の員数)</u>  <u>第 30 条 当社の監査役は、4 名以内とする。</u></p> <p><u>(監査役の選任)</u>  <u>第 31 条 監査役は、株主総会の決議により選任する。</u>  <u>2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p><u>(監査役の任期)</u>  <u>第 32 条 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u>  <u>2. 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p><u>(常勤監査役)</u>  <u>第 33 条 監査役会は、その決議により監査役の中から常勤の監査役を選定する。</u></p> <p><u>(監査役会の招集通知)</u>  <u>第 34 条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の 3 日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</u>  <u>2. 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</u></p> <p><u>(監査役会の決議の方法)</u>  <u>第 35 条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもってこれを行う。</u></p> <p><u>(監査役会規則)</u>  <u>第 36 条 監査役会に関する事項は、法令または本定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規則による。</u></p> <p><u>(監査役の報酬等)</u>  <u>第 37 条 監査役の報酬等は、株主総会の決議により定める。</u></p>	<p><u>第 5 章 監査等委員及び監査等委員会</u></p> <p>&lt; 削 除 &gt;</p> <p>&lt; 削 除 &gt;</p> <p>&lt; 削 除 &gt;</p> <p><u>(常勤監査等委員)</u>  <u>第 31 条 監査等委員会は、その決議により監査等委員の中から常勤の監査等委員を選定することができる。</u></p> <p><u>(監査等委員会の招集通知)</u>  <u>第 32 条 監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し、会日の 3 日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</u>  <u>2. 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</u></p> <p><u>(監査等委員会の決議の方法)</u>  <u>第 33 条 監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、出席した監査等委員の過半数をもってこれを行う。</u></p> <p><u>(監査等委員会規則)</u>  <u>第 34 条 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款に定めるもののほか、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。</u></p> <p>&lt; 削 除 &gt;</p>
---	--

<p><u>(監査役の責任免除)</u></p> <p>第 38 条 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、同法第 423 条第 1 項の監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議により免除することができる。</p> <p>2. 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外監査役との間で、同法第 423 条第 1 項の損害賠償責任につき、法令が定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。</p> <p>第 39 条～第 40 条 &lt;省 略&gt;</p> <p>(会計監査人の報酬等)</p> <p>第 41 条 会計監査人の報酬等は、取締役社長が監査役会の同意を得て定める。</p> <p>第 42 条～第 44 条 &lt;省 略&gt;</p> <p>&lt;新 設&gt;</p> <p>&lt;新 設&gt;</p> <p>&lt;新 設&gt;</p>	<p>&lt;削 除&gt;</p> <p>第 35 条～第 36 条 &lt;現行どおり&gt;</p> <p>(会計監査人の報酬等)</p> <p>第 37 条 会計監査人の報酬等は、取締役社長が監査等委員会の同意を得て定める。</p> <p>第 38 条～第 40 条 &lt;現行どおり&gt;</p> <p>&lt;附 則&gt;</p> <p><u>(監査役の責任免除に関する経過措置)</u></p> <p>1. <u>平成 27 年 8 月開催の第 18 回定時株主総会終結前の監査役（監査役であった者を含む。）の行為に関する会社法第 423 条第 1 項の損害賠償責任の取締役会決議による免除については、なお従前の例による。</u></p> <p>2. <u>平成 27 年 8 月開催の第 18 回定時株主総会終結前の社外監査役（社外監査役であった者を含む。）の行為に関する会社法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約については、なお従前の例による。</u></p>
---	--